



島根県報

平成18年 5月26日 (金)
第 1,780 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生 (2件)	(水産課)	1
小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間	(")	1
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(")	2
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	3
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	3
公有水面埋立免許の出願	(漁港漁場整備課)	4
廃川敷地等の発生	(河川課)	5

公 告

平成18年度島根県狩猟免許試験の実施	(森林整備課)	6
--------------------	---------	---

公 企 規 程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程		8
----------------------	--	---

告 示

島根県告示第614号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成18年 5月26日

島根県知事 澄 田 信 義

平田市加入区(漁業協同組合JFしまね)

島根県告示第615号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成18年 5月26日

島根県知事 澄 田 信 義

御津加入区(漁業協同組合JFしまね)

島根県告示第616号

島根県漁業調整規則(昭和40年島根県規則第53号)第8条第2項(第21条第3項において準用する場合を含む。)の規

定により、次のとおり小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業（機船手繰網漁業））に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成18年5月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 許可及び起業の認可の申請期間

平成18年5月26日から平成18年6月23日まで

島根県告示第617号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成18年5月26日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第2中

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.05%	年0.85%	年1.05%	年1.05%	年0.85%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.45%	年0.45%

を

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.4%	年0.4%

は、年1.25%)	は、年1.05%)				に改
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%	
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
		年1.25%	年0.4%	年0.4%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%	

める。

附 則

- この告示は、平成18年 5月26日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成18年 5月26日以後に貸し付けられた別表第 1 の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第618号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成18年 5月26日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中	年2.0%以内	を	年2.1%以内	に改める。
	年2.2%以内		年2.25%以内	
	年2.0%以内		年2.1%以内	
	年2.0%以内		年2.1%以内	
	年2.0%以内		年2.1%以内	
	年2.0%以内		年2.1%以内	
	年2.0%以内		年2.1%以内	
	年2.0%以内		年2.1%以内	

附 則

- この告示は、平成18年 5月26日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成18年 5月26日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第619号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成18年5月26日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第2号中「2.0パーセント」を「2.1パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年5月26日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成18年5月26日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第620号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 出願人
松江市殿町1番地
島根県 代表者 島根県知事 澄田信義
- 2 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

区域 - A

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字蛸崎218番5地先公有水面

区域 - B

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字西ノサキ544番43地先公有水面

イ 区域

区域 - A

次の各地点を順次結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ秋分の満潮位（D.L.+0.47メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 隠岐郡西ノ島町大字浦郷内の「浦郷港弁天防波堤灯台」（北緯36度5分29.7秒、東経132度59分43.6秒、以下「原点」という。）から33度56分38秒、52.83メートルの地点

の地点 の地点から339度58分12秒、1.67メートルの地点

の地点 の地点から67度14分53秒、3.10メートルの地点

の地点 の地点から337度14分16秒、40.25メートルの地点

の地点 の地点から247度14分53秒、3.10メートルの地点

の地点 の地点から337度7分59秒、0.25メートルの地点

の地点 の地点から292度32分35秒、0.23メートルの地点

の地点 の地点から22度30分43秒、3.10メートルの地点

の地点 の地点から292度30分29秒、43.47メートルの地点

の地点 の地点から22度31分14秒、0.40メートルの地点

の地点 の地点から14度42分11秒、3.67メートルの地点

の地点 の地点から16度50分8秒、20.04メートルの地点

区域 - B

次の各地点を順次結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ秋分の満潮位 (D.L. + 0.47メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 区域 - A で定めた原点から343度54分43秒、116.64メートルの地点

の地点 の地点から178度43分12秒、2.95メートルの地点

の地点 の地点から90度56分51秒、1.15メートルの地点

の地点 の地点から112度23分29秒、3.34メートルの地点

の地点 の地点から16度50分 9 秒、12.42メートルの地点

の地点 の地点から287度 3 分25秒、0.09メートルの地点

ウ 面積

区域 - A 2,648.92平方メートル

区域 - B 11.11平方メートル

計 2,660.03平方メートル

(2) 埋立に関する工事の施行区域

ア 位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字蛸崎218番 5、同218番 6 (道路) 地内及び字西ノサキ544番15、同544番36 (道路)、同544番43地内並びに字蛸崎218番 5 から字西ノサキ544番43に至る地内及び地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及びFの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 埋立区域 - A で定めた原点から26度26分38秒、25.36メートルの地点

Bの地点 Aの地点から309度52分15秒、100.71メートルの地点

Cの地点 Bの地点から23度15分56秒、63.50メートルの地点

Dの地点 Cの地点から108度15分57秒、83.50メートルの地点

Eの地点 Dの地点から136度40分11秒、11.41メートルの地点

Fの地点 Eの地点から157度 9 分46秒、66.98メートルの地点

ウ 面積

9,971.05平方メートル

3 埋立地の用途

埠頭用地 (道路敷、岸壁敷、護岸敷、漁具保管施設用地)

4 出願年月日

平成18年 5月 9日

5 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び西ノ島町役場

島根県告示第621号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年 5月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 河川の名称

一級河川江の川水系小谷川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成18年5月26日

3 廃川敷地等の位置

- (1) 邑智郡桜江町大字谷住郷1394番9
- (2) 邑智郡桜江町大字谷住郷1394番11
- (3) 邑智郡桜江町大字谷住郷1394番12
- (4) 邑智郡桜江町大字谷住郷1394番13
- (5) 邑智郡桜江町大字谷住郷1394番15
- (6) 邑智郡桜江町大字谷住郷1394番16
- (7) 邑智郡桜江町大字谷住郷1394番17
- (8) 邑智郡桜江町大字谷住郷1474番2地先
- (9) 邑智郡桜江町大字谷住郷1483番13地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 6,081.29平方メートル

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定に基づき、平成18年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定に基づき公告する。

平成18年5月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	90分
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、網・わな猟免許のうち、構造改革特区に係る網又はわなに限定する免許を受けようとする者については、試験時間を70分とし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網・わな猟免許	1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の 1 つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
網・わな猟免許のうち、構造改革特区に係る網又はわなに限定する免許	1 銃器以外の猟具のうち、網を選択した者は網猟具を、わなを選択した者はわな猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の 1 つを架設すること。 3 網を選択した者には鳥類の、わなを選択した者には獣類の図画、写真又ははく製を見てその鳥類又は獣類の判別を瞬時に行うこと。
第 1 種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第 4 号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2 人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第 2 種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対 象 区 域
7 月 2 日 (日)	午前 9 時 30 分 ~	邑智郡川本町川本 332 - 15 悠邑ふるさと会館	県内全域
7 月 7 日 (金)	午前 9 時 ~	益田市昭和町 13 - 1 益田合同庁舎	県内全域
7 月 12 日 (水)	午前 9 時 ~	浜田市片庭町 254 浜田合同庁舎	県内全域
7 月 23 日 (日)	午前 9 時 30 分 ~	雲南市木次町里方 55 チェリヴァホール	県内全域
7 月 26 日 (水)	午前 9 時 ~	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 隠岐合同庁舎	県内全域
8 月 2 日 (水)	午前 9 時 ~	松江市東津田町 1741 - 1 松江合同庁舎	県内全域
8 月 8 日 (火)	午前 9 時 ~	出雲市大津町 1139 出雲合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、施行規則第48条第2項第1号に該当する者（鉄砲の所持許可を現に受けていない者）にあつては、医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 構造改革特区に係る網又はわなに限定する免許	3,000円
	(2) (1)以外の免許	4,000円
2 1以外の者	(1) 構造改革特区に係る網又はわなに限定する免許	4,000円
	(2) (1)以外の免許	5,300円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690 - 8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室
(電話0852 - 22 - 5160)

6 その他

- (1) 網・わな猟免許のうち、構造改革特区に係る網又はわなに限定する免許を受けようとする者は、特区用の申請書を使用すること。
- (2) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。
- (3) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、隠岐支庁農林局林業振興グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフにすること。

島根県公営企業管理規程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年5月26日

島根県知事 澄田信義

島根県公営企業管理規程第9号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 電気事業会計勘定科目表の資産の部の表中

「	電気事業固定資産	隠岐大峯山風力発電設備	機械装置	タワー装置	」	の次に
「				鉄塔	」	を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。